

令和 6 年 4 月 8 日

保護者の皆様へ

王寺町教育委員会
学校教育課

学習用端末(パソコン)とその付属品の故障時の取り扱いについて(お知らせ)

平素は、本町教育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、GIGA スクール構想により整備しました 1 人 1 台端末につきましては、日々、様々な学習活動において活用しているところです。

そのような中、学校等においても、適切で丁寧な取り扱いについて指導しておりますが、端末の破損等による故障が増えております。

これまでも保護者の皆様に「学習用端末(パソコン)等の貸出・取扱に関する留意事項」(別紙1)により適切で丁寧な取り扱いをお願いしてきたところではありますが、自然故障以外の修理費用については、保護者負担となりますので、改めてお知らせします。

各ご家庭においても、引き続き適切で丁寧な取り扱いについてご指導いただきますとともに、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

※「付属品」とはタブレット端末用に貸与された電源アダプタ・ケーブル・カバー等を指します。

問い合わせ先

王寺町教育委員会 学校教育課

TEL:0745-72-1031 (内線 435・437)